

議題（４）

生産性向上に係る取組について

令和4年度内航海運業における先導的モデル事業

1) 自動配船を見据えた配船効率化ツール導入

【実施概要】

- 海運会社であるA社が別会社と連携して開発する配船アプリを用いる予定。
- 2022年11月中にプログラム開発を終え、諸々の調整の後にシミュレーションを実施し、遅くとも年明け（早ければ年内）には検証作業を開始する見込み。

【予定期間】

- 2023年1月～2月末

2) 複数荷主・事業者の連携による共同輸送

【実施概要】

- 海運会社であるB社とその取引先である荷主によるモーダルシフトの取組として実施する予定。（具体の路線は東京～大阪間及び仙台～大阪間を予定）
- 2022年内にトライアル輸送を開始すべく調整中であり、実証実験は2023年2月末までの期間内で荷主側の都合と随時調整して実施。

【予定期間】

- 2022年12月～2023年2月末

3) 船舶管理会社を活用した労務管理効率化

【実施概要】

- 船舶管理会社であるC社とそのユーザーであるオーナーの協力のもと実施する予定。
- 効果のとりまとめにあたって十分な実績データを得るため、実証事業開始次第、実績データの管理・集計を開始予定。

【予定期間】

- 2022年12月～2023年2月末

4) 荷役効率向上に資する荷役環境の整備

【実施概要】

- 海運会社であるD社が運航している路線において、荷役環境の整備（具体的にはケミカル用カーゴホースの片側だけカムロックフランジに置き換えたものの導入を想定）による効果を検証予定。

【予定期間】

- 2023年2月

令和5年度予算要求案

①先進的な内航海運事業者等の取引環境改善に係る好事例の収集

本年4月に改正内航海運業法が施行され、内航海運業における**契約の書面化・契約内容の法定化**を行うことで、契約内容を「見える化」し、取引環境の改善を推進しているところ。



具体的なデータや契約等改善事例を収集し、内航海運業界へ横展開を行う。

②内航海運事業者の評価制度の構築

本年4月に改正内航海運業法・改正船員法が施行され、船舶管理会社を活用した**生産性向上**や**船員の働き方改革**の推進等についての施策を盛り込んだところ。

自由競争の時代において、単純な価格競争ではなく、質の高い船舶管理会社の活用や、船員の働き方改革に必要なコスト負担を積極的に行う内航海運事業者が、正当に評価される仕組みが必要。**過当競争に陥らず、適正な生産性向上を促進する環境整備**を行う。



【優良な事業者例（評価基準案）】

提供する船舶管理・船員教育や運航サービス内容／法令遵守状況／労働時間・休日の付与状況／心身の健康促進／労働災害等の安心・安定への取組／多様な人材の確保・育成

上記評価基準で事業者の取組を見える化し、例えば、

- ✓ 船舶管理会社を活用したいオーナーとしては選択の指標に。
- ✓ 求職者（船員）が就職先を選定する際の指標としてPRが可能に。